

特定非営利活動（NPO）法人  
日本ポーテージ協会 支部に関する規約

- 第1条 特定非営利活動法人 日本ポーテージ協会（以下本協会という）定款第7章第48条により執行会員または正会員（以下会員という）5名以上もしくは、団体会員として登録されている施設等の申請により、本協会支部（以下支部という）を結成することができる。  
ただし、会長の承認を与えた後、最初に到来する理事会において事後承認を得なければならない。
- 第2条 支部は、本協会定款第1章第3条に従いポーテージ早期教育プログラムの普及を目的とする。
- 第3条 各支部は「新版ポーテージ早期教育プログラム」、「ポーテージ早期教育プログラム」による相談活動、支部会員向け及び地域へのプログラムの普及のため活動を行い、本協会はこれを援助する。  
各支部の相談活動の援助については、相談員が本協会へ相談料の一部を「ポーテージ相談活動資金」として納入した場合には、1相談ごとに300円が本協会から支部へ支給される。  
その他活動の援助については、支部援助費支給に関する規約に基づき「支部援助費」として支給される。  
ただし、公的機関等が相談活動を行っている場合にはこの限りではない。尚、相談事業については本協会の内規に従う。
- 第4条 各支部の会員は、同時に本協会の会員もしくは団体会員であることが原則であり、所定の会費を本協会に納入する。
- 第5条 各支部は支部運営等に関する規約を制定し、毎年年度初めに支部長等役員の氏名、および会員名簿、年間行事計画および事業報告等を本協会に報告する。  
また、当該規約、支部長等の変更や第1条の要件に欠ける事態に至った場合各支部は、速やかに本協会に連絡をする。
- 第6条 本協会と各支部、および支部相互の連絡を密にするために、本協会が開催する支部代表者会議に出席すること。
- 第7条 各支部は、当該規約第2条、第3条に該当しない場合、且つ活動の意思がない場合は速やかに本協会に連絡すること。  
なお、解散、休止等の意思表示がなく3年を経過した支部については、解散とする。
- 第8条 各支部が、本協会の定款第3条、第4条および第5条に反する活動を行った場合には、理事会の協議により、支部の承認を取り消すことがある。
- 第9条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて理事会の協議により決定する。

この規約は、平成3年9月1日から施行する。

平成12年6月10日改定  
平成21年4月11日改定  
平成25年8月1日改定  
平成26年6月14日改定  
平成30年6月17日改定  
2021年6月19日改定